

認定NPO法人ホテルのふるさと瀬上沢基金

理事長 角田 東一 様

横浜市長 山中 竹春



「不正埋立て許可関係者の刑事責任」について（回答）

さきに陳情（令和4年3月7日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

<環境影響評価について>

環境影響評価制度は、事業者自らが、その事業が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、市民や市長から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度です。本市の環境影響評価制度の手続は、「横浜市環境影響評価条例」（以下、「条例」という。）に規定されています。

本事業については、専門家で構成する「横浜市環境影響評価審査会」で慎重な審議が重ねられ、答申をいただき、この答申を踏まえて市長意見を事業者に送付しています。

本事業におけるこれまでの環境影響評価手続については、条例に基づき、適正に実施されたと考えていますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

今後、本事業については、「都市計画法」などの関係法令に基づく手続が行われることになります。

<開発許可について>

本市は、事業者から申請された開発計画について「都市計画法」の開発許可の基準に適合しているかの審査を行います。

この旨ご了承いただき貴団体の皆様によりしくお伝えください。

担当

環境創造局 環境影響評価課 電話：045-671-2495 FAX：045-663-7831

建築局 宅地審査課 電話：045-671-4517 FAX：045-681-2435